

道路運送法

1. 案内情報

- 手続名 : 一般貸切旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出
- 手続根拠 : 道路運送法施行規則第66条第1項第7号
- 手続対象者 : 一般貸切旅客自動車運送事業者
- 提出時期 : 事由発生後、遅滞なく
- 提出方法 : 道路運送法施行規則第66条第3項に基づき届出書を作成し、営業区域を管轄する陸運支局長又は陸運事務所長を經由して地方運輸局長又は沖縄総合事務局長に提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類 : なし
- 申請書様式 : 申請書の記載事項は次のとおり（道路運送法施行規則第66条第3項）
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 届出事項
 - ・ 届出事由の発生した年月日
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
- | | |
|------------------|-------------------------|
| 北海道運輸局自動車部旅客第一課 | 0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 4 1 |
| 東北運輸局自動車部旅客第一課 | 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 6 8 |
| 新潟運輸局自動車部旅客課 | 0 2 5 - 2 4 4 - 7 5 7 9 |
| 関東運輸局自動車第一部旅客第一課 | 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 5 |
| 中部運輸局自動車部旅客第一課 | 0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 5 |
| 近畿運輸局自動車部旅客第一課 | 0 6 - 6 9 4 3 - 9 5 1 1 |
| 中国運輸局自動車部旅客第一課 | 0 8 2 - 2 2 8 - 3 4 3 6 |
| 四国運輸局自動車部旅客課 | 0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 3 |
| 九州運輸局自動車部旅客第一課 | 0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 1 |
| 沖縄総合事務局運輸部陸運第一課 | 0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 |
- 受付時間 : 提出先、若しくは經由機関たる陸運支局又は陸運事務所
にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 提出先及び經由機関たる陸運支局又は陸運事務所